

2024年11月15日

京都市長 松井 孝治 様

部落解放同盟京都府連合会
委員長 平 井 斉 己
部落解放同盟京都市協議会
議 長 木 下 松 二

部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃を求める京都市への要望書

はじめに

部落差別解消推進法をはじめとする人権3法が施行され、8年近くの年月が経過した。しかしあくまでも理念法であることから、差別が解消しているという具体的な実感を得ることは困難であり、年月とともにその意義も風化しかねない現状がある。一方でインターネット上の差別事象は収まるどころか増加の一途をたどり、命や人の一生をも左右する重大事件も発生している。差別解消に向け、危機感をもって取り組む姿勢が急務であり、京都市の具体的施策を明らかにすると同時に、下記の要求項目についても誠意ある回答をされたい。

1. 「部落差別解消推進法」では、自治体の責務としてその地域の実情に応じた施策を講じるよう求めている。京都市としてどのような考えに基づき、具体的な施策につなげてきたのか明らかにされたい。また、法の基本理念を実現するための条例制定に向けた考え方を示されたい。

2. 国連からの勧告を再三にわたり受けているにもかかわらず、国は人権委員会の設置を含む人権侵害救済法の制定に対し不作為の姿勢を崩さず、インターネット上の悪質な書き込みは制御不能に陥っている。こうした状況を改善すべく、この5月に「情報流通プラットフォーム対処法」が成立し総務省は運用に向けた指針を策定しているところである。被害者に代わる自治体の削除要請も重要視されていることから、研修を強化し被害者の救済に取り組まれない。また、そのためのモニタリングについても、体制を整え積極的に実施されたい。

3. 部落差別解消推進法第4条に「相談体制の充実」の必要性が示されているが、隣保館事業を取りやめた京都市において、地域に根差した相談が難しい状況が続いている。改良住宅においても一人暮らしの高齢者世帯が増加する中、困難を抱えている人への対応として、いきいき市民活動センターが役立つ場面も見聞きする。今後のセンターの在り方について、活用を含めた方向性の考え方を示されたい。

4. 戸籍の不正取得に対して抑止力となる事前登録型本人通知制度の登録率の向上のため、窓口への直接の働きかけや職員研修等の取り組みを強化されたい。また、不正や不正の蓋然性が判断された場合、依頼者や調査会社に対して啓発を実施されたい。

5. 昨年4月に策定された団地再生計画に基づき4地区（田中・錦林・東三条・西三条）6団地については、新棟建設工事が始まり、来年5月には入居選考が行われる予定である。住民の円滑な

移転のための考えを述べられたい。また、今回対象となっていない久世、辰巳、改進黨地区についての今後の見通しも示されたい。

6. 公営住宅への入居に関して、多様な収入階層や世帯構成が応募できる工夫として、空き部屋を活用し「若者・子育て応援住宅」との名称で、民間事業者への貸付、リノベーションをおこない公募するという取り組みが始まっている。地域コミュニティの活性化のための成果と今後の課題について示されたい。

7. 今年度の全国学力・学習状況調査の結果が7月に公表されたが京都市内の被差別部落を含む小中学校ではどのような状況であったのか明らかにされたい。また、京都市の「人権教育に関する教職員意識調査」では、「統一応募用紙の制定など公正な採用選考の取組」に至っては30%ほどしか理解されていない。教職員に対する公正採用選考にむけた研修の実態と、今後の周知について考えを示されたい。

8. 2021年4月、「重層的支援体制整備事業」がスタートし、京都市においても本年度から一部の事業が実施されている。地域共生社会実現のためには、「アウトリーチ支援」「地域づくり支援」が重要とされる。また、ヤングケアラーをはじめとする支援について、学校や福祉施設、民間団体など関係機関での情報収集・共有について市が積極的に働きかけ、条例制定後、支援を必要とする市民に適切に届くよう具体的な取り組みを展開されたい。

9. 被差別部落における公営保育所には歴史的経過とその役割が存在した。民間移管や統合がなされている現状において、園児の安全と保育の質を確保することはもとより、職員や保護者への啓発につとめ、地域住民との交流、地域の活性化を視野に入れた運営をはかられたい。

10. 「ヘイトスピーチ解消法」は、「不当な差別的言動は許されない」「地方の実情に応じた施策を講じる」などと明記されている。京都市は、2018年7月「公的施設のガイドライン」を施行したが、ガイドラインにのっとり対応件数と内容について明らかにされたい。また、ガイドラインに限らずヘイトスピーチへの対応についてマニュアルの制定等、職員研修を強化されたい。

11. 一昨年5月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（略称「困難女性支援法」）が成立し、女性に対する施策として、従来の「保護更生」という視点から「女性の人権」の尊重へとシフトした政策が求められている。京都府では3月に「基本計画」を策定しているが、京都市としての基本姿勢と相談体制、民間団体と協同した取り組みについて説明されたい。

12. 「障害者差別解消法」の制定を受けて、「京都市障害者自立支援協議会・権利擁護部会」の相談内容を見ると好事例、不快の念、合理的配慮の不提供など権利侵害の現状が報告されている。障害者差別の撤廃に向けた京都市の取り組み成果、特に複合差別の解消と重層支援の結びつきについて具体例を示されたい。

また、「障害者雇用促進法」にもとづき、今年度の各任命権者別「障害者雇用率」を報告し、同時に未達成の任命権者があれば是正を図られたい。